

相続ニュース

Vol.0071

2015年6月1日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺産分割協議書

はじめに

相続ニュースをご覧の皆様は、相続対策のいろはのいとして遺言書を書くことはすでに常識だと思います。

しかし、いまだにほとんどの方は、遺言書の作成をしていないのが現状です。

遺言書を作成していないと、相続が起こった場合相続人全員で遺産分割協議を行わなければなりません。

相続の中でこの遺産分割協議が最大のヤマ場だといっても過言ではありません。争族になるのはこの遺産分割協議が難航するためです。

その遺産分割協議の中で作成することになるのが遺産分割協議書なのですが、いったいどういう風には書けば良いのでしょうか。少し見ていきましょう。

遺産分割協議書作成手順

①被相続人の情報収集

戸籍謄本などにより、被相続人の氏名、本籍、最後の住所、生年月日を確認します。

②相続人の情報収集

印鑑証明書で、相続人全員の氏名及び住所を確認します。

③相続財産の情報収集

分割協議書に記載する財産の情報収集をします。例えば、不動産であれば登記簿謄本を取得し

て調べます。

④各相続人の署名・押印

遺産分割が整えば、各相続人は、氏名を自署し、実印で押印をします。

⑤印鑑証明を添付し保管

遺産分割協議書を相続人分作成し、それぞれに全員分の印鑑証明を添付しそれぞれが保管します。

遺産分割協議書作成のポイント

①遺産分割協議書は、相続人の自書でなくてもワープロでの印字や代筆でも可能です。

②遺産分割協議書には被相続人の最後の本籍と最後の住所を書くのですが、最後の本籍は、除籍謄本に、最後の住所は、住民票の除票を確認してください。

③分割財産の記載の時に不動産がある場合には、登記簿謄本を参考に物件所在地などを正確に記載する必要があります。

④預貯金については、その財産が特定できるように銀行名、支店名、預金種類、口座番号を記載しましょう。

⑤後日のトラブルを避けるため、各相続人は、必ず自署で署名をし、実印を押印します。

おわりに

やはり、遺産分割協議書を作成するのは大変手間になります。後々のトラブルを回避するためにも遺言書の作成は必須です。